

研究倫理上の不正行為について(学生用)

大学では、レポート（小論文）の作成が課されることが多くあります。また、卒業時には卒業論文を課される学生も多いでしょう。レポート執筆をはじめとする研究活動に際しての決まりごとは「研究倫理」と呼ばれ、誰もが守らなければならないルールとされています。ここでは、研究倫理の中でも、特に大学生がやってしまいがちな不正行為をピックアップしてお伝えします。

特に『盗用』については要注意です。いわゆる「コピペ」も盗用に該当します。盗用は相手の著作権を侵害したとして、法律上の問題となる可能性もあります。

レポートの中で、他者の意見を使う際には「引用」というルールを使います。引用のルールのポイントを示しますが、学問領域によって異なることがありますので、指導教員に確認してください。

不正行為の例	定義
捏造（ねつぞう）	存在しないデータ、研究結果等を作成すること
改竄（かいざん）	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
盗用（とうよう）	他人のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること

※文部科学省『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』を参考に作成



引用のルール

- 引用する文章を「 」や『 』でくくる
- 文章が長い場合は、2字下げで数行にわたり原文通りに提示する
- 要約して掲げ、「～と〇〇は指摘している」などの文言を付け加える
- レポートの最後に参考文献・引用文献一覧を付記し、引用元を明らかにする
- 注釈で引用元を明記する

その他の研究倫理

- 1 人体実験などを対象にした「**ヒトを対象とした研究倫理**」
- 2 利益関係により適正な判断が損なわれていないか確認する「**利益相反管理**」
- 3 研究データの保存と開示のルールを定めた「**研究データ管理**」 …etc.
→ 指導教員の指示に従い、ルールを守りましょう。



安全保障輸出管理上の注意事項

世界の平和及び安全の維持のため、大量破壊兵器などの開発に用いられるおそれのある貨物や技術情報を国外に持ち出すことには、法律上の制限があり、渡航する際の機器の持ち出しや、技術情報の国外への送信には特に注意が必要です。

研究活動の一環として渡航や海外とのやり取りを行う場合は、安全保障輸出管理に関する最低限の知識を持つことで、トラブルに巻き込まれる可能性を下げることができます。